ホ　適用インターチェンジの特例

以下の走行について、本割引を適用するものとする。

⑴　ニ①ｂに定めるインターチェンジと一般国道196号（今治・小松自動車道（今治小松道路））の今治湯ノ浦インターチェンジを連続して利用する走行。

ヘ　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

企画割引「瀬戸内周遊ドライブパス2015・四国周遊編」

イ　割引をする自動車

ハ①に定める期間のうち連続する最大３日間又はハ②に定める期間のうち連続する最大２日間にニ①ａ、ｂ又はｃに定めるインターチェンジからニ②に定めるインターチェンジまで往復し、ニ②に定めるインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。以下同じ。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

ロ　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、ハ実施する期間及びニ①出発及び到着エリアに対して次のとおりとする。

ハ①全日３日間プラン

車　　種	ニ①ａ	ニ①ｂ	ニ①ｃ
軽自動車等	5,200円	4,200円	5,600円
普　通　車	6,500円	5,300円	7,000円

ハ②土日２日間プラン

車　　種	ニ①ａ	ニ①ｂ	ニ①ｃ
軽自動車等	3,900円	3,100円	4,200円
普　通　車	4,900円	3,900円	5,300円

ハ　実施する期間

①　全日３日間プラン

平成27年３月20日から平成27年６月30日（ただし、平成27年５月２日から平成27年５月６日の間は除く。）

②　土日２日間プラン

平成27年３月20日から平成27年６月30日までの土曜日、日曜日（ただし、平成27年５月２日から平成27年５月６日の間は除く。）

ニ　適用インターチェンジ

①　出発及び到着エリア

ａ	高速自動車国道中央自動車道西宮線の京都東インターチェンジから茨木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ（ただし、久御山淀インターチェンジは除く。）、高速自動車国道中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジから神戸三田インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の神戸北インターチェンジ及び神戸西インターチェンジ並びに本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道28号の神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
ｂ	高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の山陽インターチェンジから玉島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道30号の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
ｃ	高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の志和インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び岩国インターチェンジ、高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジ及び広島北インターチェンジ並びに一般国道２号（広島岩国道路）の廿日市インターチェンジから大竹インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

②　周遊エリア

高速自動車国道四国縦貫自動車道の徳島インターチェンジから大洲インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線の徳島インターチェンジから須崎東インターチェンジまでの間の各インターチェンジ（ただし、津田東インターチェンジからさぬき三木インターチェンジまでの間の各インターチェンジについては、当該区間に係る供用開始の日から適用する。）、高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線の西予宇和インターチェンジ及び大洲北只インターチェンジ、一般国道11号（高松東道路）の津田東インターチェンジからさぬき三木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ（ただし、高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジからさぬき三木インターチェンジまでの区間の供用開始の日の前日まで適用する。）及び一般国道196号（今治・小松自動車道（今治小松道路））のいよ小松北インターチェンジから今治湯ノ浦インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

ホ　適用インターチェンジの特例

以下の走行について、本割引を適用するものとする。

⑴　ニ①に定めるインターチェンジと高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の福山西インターチェンジ又は尾道インターチェンジを連続して利用する走行。

⑵　ニ①に定めるインターチェンジからニ②に定めるインターチェンジまでの走行の間に本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道28号の淡路インターチェンジから鳴門インターチェンジの間の各インターチェンジ及び本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道30号の坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジを利用する走行又はニ②に定めるインターチェンジからニ①に定めるインターチェンジまでの走行の間に本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道28号の淡路インターチェンジから鳴門インターチェンジの間の各インターチェンジ及び本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道30号の坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジを利用する走行。

ヘ　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

企画割引「近畿自動車道天理吹田線特定区間利用割引」

イ　割引をする自動車

ニに定める区間を通行するＥＴＣ車

ロ　割引適用後の料金の額

次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

インターチェンジ等相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
天理インターチェンジから郡山下ツ道ジャンクションまで	225.572	244.464	263.357	305.866	409.776
郡山下ツ道ジャンクションから大和まほろばスマートインターチェンジまで	213.764	229.704	245.645	281.512	369.186